

## **[事案 2021-34] 特約更新請求**

・令和4年1月13日 裁定終了

### **<事案の概要>**

担当者の説明どおり、80歳以降も特約の保障が継続することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成5年に契約した終身保険の定期保険特約、災害入院特約、入院医療特約、通院特約について、平成29年8月に80歳となり保険期間が満了したが、以下の理由により、80歳以降も更新によって特約の保障を継続してほしい。

(1)平成20年頃、担当者に80歳以降も保障される商品の紹介を依頼したところ、特約前納制度を利用すれば、保険期間は終身で、前納一括納付により割引制度も適用されるとの回答を得たため、直ちに保険料を納付した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)前納手続により本特約に係る保険期間が80歳から終身に変更になる旨の説明をしたとはおよそ考え難く、むしろ、資料に沿って保険期間は80歳満了であることを説明したうえで、当該保険期間に対する保険料を前納した場合に、どの程度保険料が低く抑えられるかを説明したものと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本特約の保険料を前納する際の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の主張を裏付ける証拠はなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。